

27水港第1271号  
平成27年8月10日

岩手県漁港漁場・海岸・漁村担当主務課長 殿  
宮城県漁港漁場・海岸・漁村担当主務課長 殿  
福島県漁港漁場・海岸・漁村担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部  
整備課長  
防災漁村課長

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について（補足）

東日本大震災被災地で特に被害の大きい岩手県、宮城県及び福島県において、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月5日付け25水港第2670号）、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成24年7月11日付け24水港第1518号）及び「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舎設置の積算方法等に関する試行について」（平成25年3月6日付け24水港第3125号）で通知しているところであるが、運用に当たっては、下記内容を参考にされたい。

なお、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願います。

#### 記

##### 1. 間接工事費に対する各費用割合

設計変更の対象項目	漁港構造物	漁港浚渫	漁港海岸
共通仮設費に対する実績変更対象費の割合 (建物費、借上費、宿泊費、労働者送迎費)	50.68%	45.93%	26.50%
現場管理費に対する実績変更対象費の割合 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用)	18.79%	19.07%	2.27%

注) 各費用の割合(%)は、共通仮設費分、現場管理費分に占める割合